

孤独な自習室 —法科大学院における勉強会と社会関係資本—

東北大学大学院法学研究科 教授
得津 晶*

1. はじめに
2. 2016年度L1進級率20%の衝撃：原因分析と対策の立案
 - (1) 入学試験結果との相関関係
 - (2) 第1回FD懇談会(2017年2月14日)
 - (3) 学部授業聴講提案
 - (4) 在学生インタビュー調査
 - (5) 学習時間調査
 - (6) 第2回FD懇談会(2017年3月3日)：方針決定
3. スタートアップ・ワークショップ
 - (1) 予習オフィスアワーの実施
 - (2) 予習オフィスアワー担当弁護士からのフィードバック
 - (3) 復習オフィスアワーの実施
 - (4) 復習オフィスアワー担当弁護士からのフィードバック
 - (5) L1学生からのフィードバック
 - (6) スタートアップWSの評価
4. アウトプット・オフィスアワー
 - (1) 開催経緯
 - (2) 実施内容
 - (3) 担当修了生弁護士からのフィードバック
 - (4) 学生からのフィードバック
 - (5) アウトプット・オフィスアワーの評価
5. 事例問題の解き方セミナー
 - (1) 開催経緯
 - (2) 実施内容
 - (3) 参加学生からのフィードバック
 - (4) 事例問題の解き方セミナーの評価
6. プログラムの成果
 - (1) 進級率・成績
 - (2) 学習時間
 - (3) プログラム全体の評価
7. 2017年度以降の課題と展望

1. はじめに

「物理学において教育法は物理学の研究にはならないが、法律学において教育法はそれ自体が法律学の研究となる。」これ

は筆者が英米法の授業において教授から習ったことである。実際に英米法においてはいかなる教育法が望ましいのか、とりわけケースメソッドの功罪をめぐる議論が研究領域として繰り広げられている⁽¹⁾。こ

* 東北大学法科大学院副院長(2020-2021年度)、2016-2017年度FD委員。

⁽¹⁾ 紹介するものとして田中英夫『英米の司法』(東京大学出版会・1973)244-246頁、田中英夫『英米法総論・上』(東京大学出版会・1980)47-49、252-253、271-272、312-313頁、田中英夫『ハーヴァード・ロー・スクール』(日本評論社・1982)、三ヶ月章『法学入門』(弘文堂・1982)166頁、浅香吉幹『現代アメリカの司法』(東京大学出版会・1999)156-158頁、浅香吉幹「アメリカの法学教育・法律

の議論は、日本のロースクール構想の中でもとりあげられ、一方で大陸法に属し、体系的な志向の強い日本の法律学においては法の内容を一方的に伝達する講義形式の有利性が説かれてきた⁽²⁾。他方で、日本において最高裁判例の重要性、判例法理の把握の重要性が説かれており、特に実務法曹を念頭に置いた法科大学院教育においては、研究者の学説と比して、判例を学ぶことの重要性は増加した。この意味で、大陸法か英米法かという違いは相対化している⁽³⁾。また、それとは別に、法律学方法論として、平井宜雄の提示した「議論」論⁽⁴⁾、田中成明の提示した「法的空間」(議論・交渉フォーラム)論⁽⁵⁾は、眼前の事案を、説得力を持って解決することに法律学の本質ないし意義があるとするものであり、このような考え方は、事案の解決としてのケースメソッドの重要性へとつながる⁽⁶⁾。

このように、現在の日本の法学教育にお

いて、アメリカのロースクール的なケースメソッド(またはソクラティック・メソッドとも呼ばれることもある)の重要性は確立しており、他方において、体系的な大陸法としての性質を効率よく伝えるために講義形式の有用性も確立している。そして、この両者をいかにバランスよく学生への教育サービスとして提供するののかについて各大学、各教員が日々苦心していることであろう。

法学教育論は、それぞれの法ないし法学の在り方につながる優れて理論的な課題でありながらも、法学教育の現場における課題・実践的課題を取り扱ってきた。それならば、現在の日本において、様々な課題を抱えている法科大学院における教育方法は、研究分野としての法学教育論の対象として加えられるべきであろう。

日本の法科大学院において、ケースメソッドないし問題検討と体系的な内容理解

家像の底流」アメリカ法 2000-2 号 (2000) 312-318 頁、浅香吉幹「英米法教育現況調査」アメリカ法 2008-2 号 (2009) 342-353 頁、川嶋四郎「アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介 (1) - (12・完)」法政研究 69 巻 1 号、3 号 (以上 2002)、4 号、70 巻 1 号、2 号、3 号 (以上 2003)、71 巻 1 号、2 号 (以上 2004)、72 巻 1 号、2 号 (以上 2005)、4 号 (以上 2006)、74 巻 3 号 (以上 2007)、加毛明「19 世紀アメリカにおける大学附属ロー・スクール」東京大学法科大学院ローレビュー 11 号 (2016 年) 236-267 頁、加毛明「共和政初期アメリカにおける法学教育」東京大学法科大学院ローレビュー 10 号 (2015 年) など参照。

⁽²⁾ 五十嵐清『比較法ハンドブック』(勁草書房・2010) 79 頁、三ヶ月・前掲注(1) 文献 156 頁。

⁽³⁾ 五十嵐清「大陸法序説」札幌法学 1 巻 1 号 (1990) 17 頁、五十嵐・前掲注(2) 文献 224-225 頁。

⁽⁴⁾ 平井宜雄『法律学基礎論の研究』(有斐閣・2010) 59 頁 (初出: 平井宜雄『法律学基礎論覚書』[有斐閣・1989])。

⁽⁵⁾ 田中成明『法的空間』(東京大学出版会・1993) 3、18 頁、田中成明『法哲学講義』(有斐閣・1994) 42 頁、田中成明『転換期の日本法』(岩波書店・2000) 9-10 頁。

⁽⁶⁾ 平井の議論論や田中の法的空間論が利益衡量論に親和的なアメリカのロースクール的なケースメソッドないしソクラティック・メソッドのような口頭による発問対話式の授業形式とは異なり、概念法学的な方向に親和的ないわゆる「答案練習」的な教育法にも結び付きうるものであることについて吉田邦彦「民法学と公共政策」北大法学論集 70 巻 5 号 (2020) 1004 頁参照。このような平井説の理解に吉田は批判的である。だが、本稿筆者は、ケースメソッドと司法試験予備校型の「答案練習」とには、紛争解決機関の資源の制約(平井宜雄『法政策学 [第 2 版]』[有斐閣・1995] 17 頁)・時間的制約から目的一手段型の政策的思考・価値判断的思考様式では結論を導くことのできない場合であっても、特定の結論を導き、かつその結論にかつて神事(盟神探湯や決闘)が有していた様な「説得力」を持たせるという平井議論論の目指すもの(得津晶「民商の壁」新世代法政策学研究 2 号 [2009] 254-265 頁)と共通点があると考えている。よって、試験対策に特化した「答案練習」だからといってそれだけで誤った学習法と論断(後注(8)参照)すべきではない。なお、令和元年改正によって専門職大学院設置基準 20 条の 5・20 条の 3 第 2 項、連携法 4 条 2 号は「論述の能力」の涵養を義務付けており、筆者と同一の見解に立つものと理解できる。この点については別稿(「法科大学院の教室における法的三段論法」)を予定している。

の伝達とのどちらをどれだけ授業時間に行い、どちらをどれだけ学生の自習に委ねるかは今なお重要な問題である。だが、近時、日本の法科大学院制度独自ともいえるべき問題として、現場において重要性が指摘されているのは、学生同士の「勉強会」(自主ゼミ)の存在である⁽⁷⁾。

勉強会の用法は、授業の予習課題を一緒にするだけのものから、いわゆる答案練習を行うものまで、多種多様であろう。だが、受験指導の禁止から授業時間数まで過度に規制⁽⁸⁾がなされていた日本の法科大学院の多くでは、このような学生同士の勉強会が機能しているところは、司法試験合格率を含めた意味での学業パフォーマンスが良いという認識が広まっている⁽⁹⁾。また、教育学においても peer effect (同僚から受ける刺激)の効果が非常に大きいという知見も確立している⁽¹⁰⁾。この peer effect による教育効果が最も期待できる場面の1つが学生同士の勉強会といえる。となれば、法科大学院における学生同士の勉強会の促進という課題は、法学教育にとどまらない教育全体に及ぶ課題といえる。

本稿は、東北大学法科大学院における未

習者教育をめぐる FD 委員会とオフィスマワーを担当した修了生による顛末記である。この顛末記の中にも、全国の法学教育の実践に悩まれている先生方に「他山の石」でもよいので何らかの貢献があればと思って公表する。

2. 2016 年度 L1 進級率 20%の衝撃：原因分析と対策の立案

2017 年 2 月、筆者は東北大学法科大学院(以下、「東北 LS」とする)の FD 委員会の委員を務めていた。FD とはファカルティ・ディベロップメント (faculty development) の略語であり、教員の教育能力を高めることを目標とした委員会である。といっても、教員の教育能力の向上は、最終的には各教員の研鑽によるしかない。FD 委員会の業務はそのための情報提供にとどまり、具体的には、授業評価アンケートそのほか「評判の良い」授業を FD 委員が聴講し、それを報告書にまとめ、FD 懇談会を実施するという程度であった⁽¹¹⁾。その意味で、教務委員やカリキュラム改革を担う委員会や入試制度を検討する委員会と比較すれば、相対的に業務負担の少ない役職であった。

⁽⁷⁾ 松本恒雄「日本の法科大学院制度と新司法試験及び予備試験の現状と展望」一橋法学 12 巻 1 号 (2013) 27 頁、赤石圭裕ほか「コロナ禍での勉強会の試み」東北ローレビュー 8 号 (2020) 107 頁。

⁽⁸⁾ 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会・司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について(報告)(平成 19 年 12 月 18 日) 4 (「事例の解答の作成方法に傾斜した技術的教育が、法科大学院教育の理念に適うものとは言えないことは明らか」とする)、5、7 頁、公益財団法人大学基準協会・法科大学院基準 (30.9.7 [現行 3.9.22 の 1 つ前の版]) 評価の視点 2-6 留意事項、2-26 留意事項、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構・法科大学院評価基準要綱(令和 2 年 3 月改定 [現行は令和 3 年 2 月改定]) 解釈指針 3-2-1-5 など参照。

⁽⁹⁾ 内閣官房・法科大学院視察(平成 26 年 4 月 24 日視察)一橋大学法科大学院視察結果 5 頁 (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/houka/shisatsu_h260424.html)、第 8 回法曹養成制度改革顧問会議(平成 26 年 5 月 23 日開催)【資料 9-1】一橋大学法科大学院視察結果概要 3 頁 (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dai8/index.html)。

⁽¹⁰⁾ 中室牧子『「学力」の経済学』(ディスカヴァー・トゥエンティワン・2015) 62-73 頁参照。

⁽¹¹⁾ そのほか、東北 LS の FD 委員会における重要な業務には、修了生の活動領域の拡大として司法試験合格(法曹資格)の有無にかかわらずに修了生が活動できる場(職場)からの具体的ニーズと法科大学院における教育内容との情報交換をする場として、FD セミナーの実施が挙げられる。活動領域の拡大については、法曹資格者について平成 27 年 6 月 30 日法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afieldfile/2015/07/15/1359973_02.pdf)、修了生については平成 27 年度文部科学省先導的の大学改革推進委託事業「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1371460.htm)参照。

しかし、そんな「閑職」のFD委員会に激震が走ったのが2017年2月のことであった。2016年度のL1学生（法科大学院における3年生課程〔いわゆる未修者〕の1年目に所属する学生。2年目以降は、2年課程〔いわゆる既習者〕の1年目と合流する）は14名中、L2に進級できるのはわずか3名であることが発覚した。この中で、2016年度入学者に限れば、12名中、進級できたのは2名のみということである（残り1名は原級留置者〔前年度入学のいわゆる留年

生〕であった）。

東北LSでは2014年頃から未修者のL1からL2への進級率の低下が問題となっていたが、2014年度は55.6%、2015年度は47.4%とそれでも約半数は進級しており（【表1】参照）、そのうち原級留置者には二年連続原級留置となる者が多く、新入学生の過半数はL2に進級していた。ところが、2016年度は進級率が21.4%であり、しかも2016年度新入学者に限れば16.7%というのは非常に低い数字である。

【表1】2016年度までのL1学生進級率

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2016 入学者
学生数	31	28	23	16	18	19	14	12
進級者数	24	22	14	12	10	9	3	2
進級率	77.4%	78.6%	60.9%	75.0%	55.6%	47.4%	21.4%	16.7%

そこで、当時のFD委員会委員長は、FD委員会（といってもわずか3名である）において、この「未習者の学業パフォーマンス低下」問題について検討を開始した。L1の必修科目を担当している教員を集めて意見を聴取し対策を検討した。また、L1の法律基本科目（司法試験必修科目である七法科目）の成績のほか、入学試験の成績、授業評価アンケートをもとに、様々な指標を検討した。

その中で発覚した結論は恐ろしく単純な結論であった。「勉強時間の減少」である。

以下、この結論に至るまでに実施した種々の検討・分析を以下紹介したい。

(1) 入学試験結果との相関関係

【ねらい】入学希望者の減少や学力低下などを理由に「法科大学院入試が機能していない」という批判は東北LSにかかわらず、2017年当時、全国の法科大学院の内外で人口に膾炙していた言説であった。そこで、まずは、入学試験の各種スコアとの関係を分析した。

【分析手法】具体的にはL1入学者の法律科目の成績と入学試験（適性試験及び小論文

のスコアの相関関係の有無について最小二乗法により簡易に検定を行った。

【データ】2015年度L1生10名、2016年度L1生11名（小論文は社会人特別選抜入学者を除く10名）のデータが利用できた。

成績の平均値は、2015年度は7科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）、2016年度は2017年2月時点で入手できた3科目（憲法、民法、刑法）の加重平均を用いた。民法は民法1～3の3科目あるため、3科目の平均値をもって民法の点数とした。

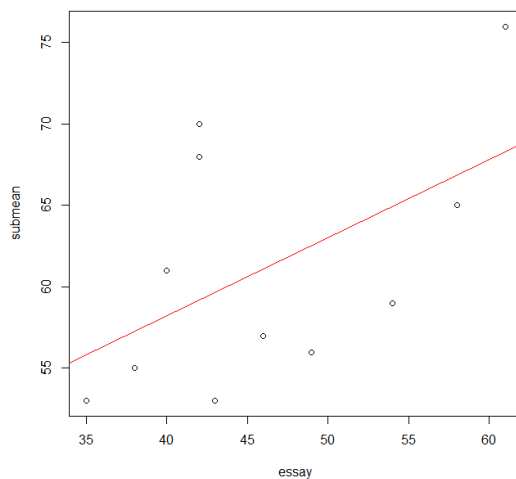
【主要な結果】全科目平均値について（【表2】参照）、サンプル数が少ないため、2015年度は、統計的に有意な結果は得られなかった。ただ、有意ではないものの小論文との相関係数は正、適性試験との相関係数は負となった。これに対して、2016年度は、適性試験の結果と成績の平均値との間に正の相関関係があり、1%水準で有意であった。また、小論文については、10%まで有意水準を下げれば、正の相関関係が有意にみられる。

【表2】各種入試スコアと全科目平均値の相関関係

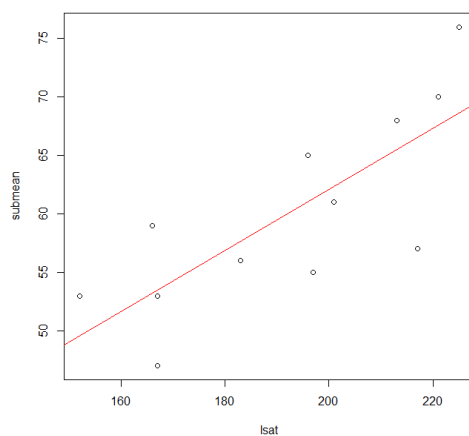
(***=0.1%水準、**=1%水準、*=5%水準、.=10%水準で有意)

① 2016年度入学者

- 小論文成績との相関係数：0.4798 . (10%水準で有意)

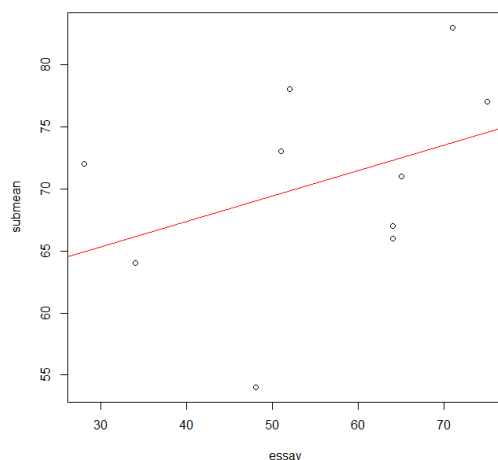


- 適性試験との相関係数：0.26127** (1%水準で有意)

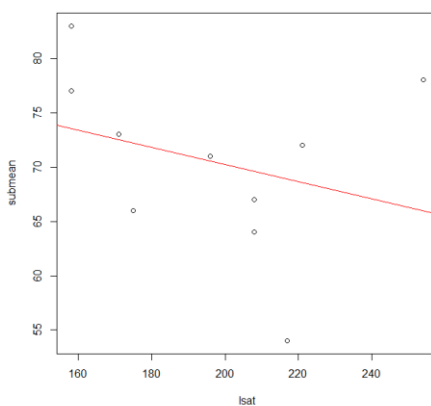


② 2015 年度入試

- 小論文試験との相関係数：0.2045 (有意性なし)



- 適性試験との相関係数：-0.07891



次いで科目ごとの成績との相関関係（【表3】参照）について、2016年度は、適性試験がいずれの科目も相関係数が正であり、憲法と民法3が1%水準で有意、刑法が10%水準で有意であり、民法1と2は有意ではなかった。これに対して、小論文はいずれの科目も相関係数が正であるも

の有意ではなかった。

2015年度は、行政法が有意水準を10%まで下げれば、小論文との間に有意な正の相関関係がみられるのみであり、そのほかは有意な関係は観察されなかった。ただし、相関係数でいえば、小論文は正の関係、適性試験はなんと負の関係がみられた。

【表3】法律基本科目ごとの相関関係
 (***=0.1%水準、**=1%水準、*=5%水準、.=10%水準で有意)

① 2016年度

科目名	憲法	民法1	民法2	民法3	刑法
小論文	0.2671	0.7457	1.1774	0.3748	0.4464
適性試験	0.27090**	0.2034	0.2032	0.37733**	0.2473 .

② 2015年度

科目名	憲法	民法1	民法2	民法3	刑法
小論文	0.2136	0.1603	0.2522	0.2486	0.07513
適性試験	-0.02141	-0.09711	-0.08899	-0.161	-0.09803

科目名	行政法	商法	民事訴訟法	刑事訴訟法
小論文	0.5383 .	0.1733	0.1306	0.1615
適性試験	-0.1272	-0.05609	-0.10364	-0.07757

【考察】在学生在が少ない、すなわちサンプル数が少ないことから、教育内容や入試制度、小論文の出題の改善に直ちにつながる結果は得られなかった。だが、進級率の観点からは2016年度よりも良好であった2015年度が適性試験の点数との関係で(有意ではないとはいえ)負の相関関係がみられたり、また、2016年度は適性試験との間に有意な相関関係はみられたりするものの小論文試験との間に有意な関係がみられなかったりすることからすれば、志願者の減少によって入試において評価が低い学生をとらざるを得なくなったというよりも、当時の法科大学院入試が、適性試験であれ小論文試験であれ、入学者の入学後の学力のproxyを測る仕組みとしてそもそも機能していなかったのではないかの疑念がある。

その意味で「法科大学院入試が機能していない」という冒頭に掲げた問題意識は正しい。だが、その理由は、入学希望者が減少し、または学生の学力が低下したことで「誰でも入れる試験」になっているからという意味ではなく、法科大学院における学習のパフォーマンスの見込みを既存の未修者の入学者選抜が果たせていない点にあるといえる。

また、仮に、2016年度の学生の学業パフォーマンスが低いという前提が正しいとすれば(留年率の高さからある程度妥当な前提と考えられる)、2016年度は、2015年度と異なり、適性試験の結果のまま成績に

変動がないということは、学生が法科大学院入学後に法律科目の学習を開始しても従来のパフォーマンスを逆転するほど大きく変わる(学力が向上する)ような学習環境にないということが示唆されるのかもしれない。法科大学院において開始した法律科目の学習が軌道にのれば、適性試験のような法律学そのものとは必ずしも関係ないパフォーマンスとは無関係になるのかもしれない。

いずれにせよ、2016年度L1入学者は入学試験段階で学力上の問題を抱えていたということは確認できなかった。

(2) 第1回FD懇談会(2017年2月14日)

入試結果と法科大学院の成績との相関関係調査から、既存の入試制度を前提とすると入試段階で2016年度入学者の学力に問題があったという証拠はないという結論を得て、2017年2月14日にL1法律基本科目(七法科目)の担当教員を中心に第1回FD懇談会が開催された。

入学試験段階で学生側に問題が確認されていないことから、入学後の法科大学院の教育ないし学習状況に問題があるのではないかと考え、anecdotalで構わないので、2016年度L1学生の学習状況の定性的な評価を求めた。

そこでは、「授業を休んだ学生が多い」「今年の学生は自習室に来ない」「雰囲気暗い」等の指摘がされた。

また、パフォーマンスの高かった法科大学院第1期(2004年度入学未修者)との比

較として、当時の学生は学生同士の勉強会（自主ゼミ）グループがうまくできていたという指摘があった。ここに後の改善策の方向性が見いだされた。特に 2004 年当時は、学生同士の勉強会として未修者と既修者、先輩と後輩とで混ざり合ったグループとなっていたとの報告があった。そのほか、当時は法科大学院のグループの勉強会には助教（東北 LS では東北大学大学院法学研究科博士後期課程修了者を念頭にいわゆる「ポストドク」的なポジションとして助教として採用し、学部での教育・研究のほか、法科大学院の教育活動の補助を担当している）も協力していたところ、2016 年当時、司法試験科目（七法）の助教がいないという点も問題として指摘された。

そこで改善策として、①チューターを活用しつつ、②勉強会グループの形成を促すという方向が示された。東北大学法学研究科は、後期博士課程のコースとして、司法試験に合格した法科大学院修了生（他大学法科大学院修了生も含む）や法曹実務家を対象とした「後継者養成コース」を有している。①チューターの候補として助教がいないのであれば、後継者養成コースに在籍する後期博士課程学生に教育経験を積ませることと両立する形で、チューターとして活用する案が出された。

他方で、L1 進級率のみを考えて L1 カリキュラムを大きく改革することは時期尚早として退けられた。たとえば、L1 段階で学習する法律基本科目を憲法、民法、刑法のみにするという案も検討したが、その案では残りの法律基本科目の基礎科目がすべて L2 段階に配当されることになる。東北 LS では L2 から L3 への進級率低下も問題となっており、特に未修出身者の L2 から L3 への進級率が低いことが大きな問題である⁽¹²⁾。L2 段階での法律基本科目の応用科目（東北 LS では「基幹科目」という）の科目数も多く、L2 学生の効率的な学習という観点から、また履修単位上限制度との関係から、L2 段階で学習する科目数をこれ以上増やすことは望ましくなかった。また、こ

の判断の前提として、進級率が問題だからと言って学力を無視して「無理して進級させる」ようなことは絶対にしないという基本方針も確認された。

(3) 学部授業聴講提案

第 1 回 FD 懇談会后、FD 委員長から、L1 学生に東北大学法学部の授業ないし演習を聴講する仕組みを作ってはどうかという提案があった。L1 学生にとって未修のカリキュラムは早すぎて消化不良になっている可能性があり、苦手科目をもう少し時間をかけて講義を行う学部の授業であればキャッチアップが容易であったり、また演習への参加であれば、東北 LS やより上位の他大学法科大学院の既修者コースへの進学に向けて準備をしている東北大学法学部の学部生と一緒に勉強したりすることで刺激を受けるのではないかという考えであった。

しかしながら、結果としてこの案は全く機能しなかった。2017 年度の L1 学生は 1 名もこの制度を利用せず、その後、同制度は運用されていない。理由の 1 つは東北大学においては法科大学院が片平キャンパス、法学部・法学研究科が川内キャンパスと、異なるキャンパスにあり、両キャンパスは徒歩で 30 分以上かかるため移動が容易でないということもあったのであろう。

だが、そもそもこの学部授業聴講企画は、(2) 第 1 回 FD 懇談会で分析した今回の成績不振の原因や改善策を全く踏まえていないものであったことが失敗した理由と思われる。カリキュラムの進度が早いとはいえ、L1 学生は講義を受ける時間・授業を受講する時間はすでにたっぷりある。必要なのは自学自習のための時間であり、また自分で勉強する方法を教えることであった。この点で、学部授業任意聴講制度は、学生にさらに授業時間を増やし、自学自習の時間を減らすことで消化不良の学生を増やしかねない制度であった。そして、L1 学生本人は賢明にも自分たちに不足しているものを理解しており、学部授業の聴講に処方箋はないことをちゃんと理解していた。

⁽¹²⁾ 標準修業年限修了率について令和 2 年度法科大学院関係状況調査（文部科学省）「8 修了認定の実施状況および標準修業年限以内の修了率」参照

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/mext_01069.html)

(4) 在学生インタビュー調査

その後、FD委員で、未修入学から進級した学生を含むL3学生や、2016年度L1学生本人らへのインフォーマルな聞き取り調査を行った。

【L3学生インタビュー調査】2016年度L3学生すなわち2014年度入学未修者16名中3年間の標準年限で修了できたのは4名のみであり、未修者にとっては2016年度以前からL2への進級率のみならずL3への進級率が課題であるとの指摘がなされた。そのうえで、2016年度のL1学生は従前のL1学生や2016年度のL2学生・L3学生よりも交流が少ないことが指摘された。他方で勉強会開催は、2014年度入学の未修者もL1時代には3人だけであり、当時も、L2学生と一緒に勉強会をやっている例はなかった。そして、2016年度のL1学生がL2、L3学生と交流の機会がない理由として4月の歓迎懇親会への出席率が低かったこと、また懇親会の場でL1学生とL2、L3学生との交流があまりなされなかったことが原因ではないかとの分析が示された。

このようなインタビュー調査からは、学生同士のネットワーキングになるようなイベント（レクリエーション大会など）が重要であるという示唆が得られた。より抽象化すれば、授業や教育・学習以外の目的での学生同士の交流の場を設け、それによって法科大学院の学生間の社会関係資本（Social Capital）を醸成することがL1ひいては法科大学院全体の学生の学習パフォーマンスを向上させるための鍵なのではないか⁽¹³⁾。

具体例として挙げられた4月の懇親会について、2016年度にL1学生の参加者が少なかった理由の1つには、L1授業担当教員と連絡がうまく取れず、会場変更等の情報がL1学生にうまく伝わらなかったことが指摘された。法科大学院入学直後に、自習室や廊下で初めて会った先輩学生に急に懇親会に誘われても「飲み会好きな先輩」と思われてしまい、参加を躊躇う学生が多

くなってしまうのはやむを得ない。懇親会は決して強制参加ではないが、一部の飲み会好きの先輩による純粋に個人的なイベントとも異なることをきちんと伝えるために、教員がイベントの紹介をするなど支援できることもある。このような社会関係資本を醸成する交流イベントに「上から」も「下から」も関係ない⁽¹⁴⁾。

【L1学生インタビュー調査】また、L1学生にもインタビュー調査を実施した。このインタビュー調査は時期的に期末試験後の純粋に任意参加の補講を受講していたL1学生を相手に行ったため、2016年度のL1学生の中でも勤勉な学生であり、かつ学習のうまくいっている学生であるというセレクトバイアスがあるため、2016年度L1学生の全体像を正しく示していない可能性がある。

L1学生によれば、5名中3名は学生同士の勉強会を実施（ほかにもう1名メンバーがいて4名で実施）していたとのことである。前期授業期間は5月のゴールデン・ウィーク明けくらいから各科目の小テスト前に実施し、夏休みや後期は一部の授業の課題や小テスト対策のために勉強会を実施していたとのことである。

L1学生は自習室であまり勉強していないという意見に対しては、5名中4名は普段から自習室で勉強しているとのことであった。これに対して、L1学生との交流がないというL3学生からの意見に対しては、確かにL2、L3の学生には話しかけづらいということであった。4月の懇親会への出席率については、L1学生の8割は参加していたということである。だが、その場で、先輩や既修新生生その他の方（歓迎懇親会には一部の教員やチューター的な業務を担当する修了生弁護士も参加している）とは話していないということだった。L1学生の雰囲気暗いという指摘については、4月の入学時オリエンテーションで隙間時間に教員（助教）から学生同士で自己紹介をしてくださと言われてのに誰も口を開

(13) 社会関係資本とその効用について Robert D. Putnam, BOWLING ALONE: THE COLLAPSE AND REVIVAL OF AMERICAN COMMUNITY, 27-28 (2000); ロバート・D・パットナム（柴内康文・訳）『孤独なボウリング』（柏書房・2006）27頁。

(14) Putnam, SUPRA note 13, at 413; パットナム・前掲注(13)文献512頁。

かず、また4月の懇親会でも学生同士の自己紹介がなされなかったようであり、L1学生も雰囲気暗いことを感じているようであった。一部の教員からの予習がなされていないとの指摘に対しては、教員に指定された予習範囲は当然読んでおり、教員によれば当該予習範囲(教科書・判例集)を読めば解けるという課題が解けず、教科書・判例集のどこに書いてあるのかわからない、教科書・判例集をどう読めば解けるようになるのかわからない、その結果、課題も終わらない、ということであった。

このようなインタビュー調査の結果から、教員やL3学生から見たL1学生像と、L1学生内部で見えている姿との間に乖離があることがわかった。そして、このような乖離があること、すなわちL1学生とL3学生だったり教員だったりとの間で情報が伝達されていないことが問題であるように思われた。勉強会の組織率は、進級率の高かった2014年度よりもむしろ2016年度の方が高かったと評しうる。しかし、勉強会を開催さえすればそれで必ず学力がつくというわけではないということが指摘できる⁽¹⁵⁾。特に、学習が不十分な状態の学生だけで集まって勉強会をやっても非効率であることが指摘されており、L2以上の学生やチューターなどのメンター的な存在がいて初めて実効的な学習手法となると考えられる。勉強会によって交流の機会ができるとしても、メンバーがL1学生の中の狭いコミュニティで固定化すれば、排他的(exclusive)な社会関係資本(bonding social capital: 遠ざかり結束型社会関係資本)となり⁽¹⁶⁾、仮に勉強会開催時の勉強法が実効的な学習でなかった場合であってもこの誤った学習方法が固定化してしまう⁽¹⁷⁾。勉強法がわからないという課題を抱えるL1学生の問題を解決するためには、

外部(L2・L3学生やチューター、教員など)から情報が伝達される形の社会関係資本、すなわち包摂的(inclusive)な社会関係資本(bridging social capital: 橋渡しの社会関係資本)が望ましい⁽¹⁸⁾。

(5) 学習時間調査

このようなインタビュー調査と併行して、教員やL3学生の印象ではなく、客観的な数値としてL1学生の学習状況を調査する必要性を感じた。そこで次に行ったのが、L1学生の学習時間(自習時間調査)である。

【方法】L1学生の自習時間は授業評価アンケートを基に算出することにした。東北LSの授業評価アンケートには1回あたりの予習時間と復習時間を問う項目がある。これを2014年度、2015年度、2016年度の学生で比較をする。回答は予習・復習ごとに①1時間未満、②1～2時間、③2～3時間、④3～4時間、⑤4時間以上とあるところ、それぞれ中央である①30分、②1.5時間、③2.5時間、④3.5時間、⑤4.5時間で計算し、その平均値を出す。

授業評価アンケートは学生が教員によく思われたために自習時間を過大申告(あるいは試験の結果が悪かった場合に備えて過少申告)するおそれが全くないわけではない。だが、東北LSのアンケートは匿名であり、また、現在の法科大学院生の多くは学部時代から多くの授業評価アンケートを実施しており、このようなアンケートがたいていの大学では成績評価に全く影響しないこと、影響しないような仕組みが取られていることを認識しており、過大申告のリスクは低い。また、仮に学生に一定の過大申告(過少申告)のバイアスがあったとしても、2014年度、2015年度の学生にも同じくバイアスがあるはずであり、これらと比較するのであれば、バイアスは

⁽¹⁵⁾ 梶嶋裕之『「学ぶ側」からみた法学未修者教育』中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会(第100回)(2020年12月8日)資料2-1、10頁は、2018年8月10日から2019年3月29日までの間、非法学部出身者、社会人経験者の全国の法科大学院在生及び修了生292名にヒアリング及びアンケートを実施した結果、ほとんどの学生が自主ゼミを行っているものの、効果的な自主ゼミとそうでない自主ゼミが存在すると指摘する。

⁽¹⁶⁾ Putnam, SUPRA note 13, at 400; パットナム・前掲注(13)文献495頁。

⁽¹⁷⁾ Putnam, SUPRA note 13, at 23; パットナム・前掲注(13)文献20頁。

⁽¹⁸⁾ Putnam, SUPRA note 13, at 22-23; パットナム・前掲注(13)文献20頁。

相殺されると考えることもできる。

そのほか、学生は司法試験のことも見据えた準備など授業の予習・復習以外の勉強をすることもある。これについても、2014年度および2015年度の学生も同様であることから、比較によってそのノイズを取り除くことができると考えられる。

なお、前期には法律基本科目のほかに選択科目として法律基礎演習(4月の土曜日に週2コマで開講)、法学の基礎(4~5月に不定期開講)、リーガルリサーチ(週1回)が開講されているため、前期は法律基本科目の授業コマ数が少なく、法律基本科目の

ための自習時間は後期よりも減少する。

【主要な結果】やはり2016年度は過去2年と比較しても自習時間が減少していたことがわかった(【表4】参照)。特に前期における自習時間の減少が著しい。2016年度後期は、過去2年並みとまではいかなくとも、相当程度回復している。しかし前期の学習が不十分であった点を取り戻せなかったことが進級率が急降下した直接の原因であると考えられる。やはり学習(自習)をしないと成果は出ないということが確認された。

【表4】2014-2016年度L1学生自習時間

① 2014年度前期									
	憲法	民法1	民法2	刑法	合計				
1コマ当り 予習時間	3.38	2.69	2.68	3.50					
週当り 予習時間	3.38	2.69	5.35	3.50	14.92				
1コマ当り 復習時間	1.94	2.13	2.38	2.91					
週当り 復習時間	1.94	2.13	4.76	2.91	11.74				
1週間 合計	5.22	4.82	10.11	6.41	26.56				
1コマ当たり平均自習時間： 5.33									
② 2014年度後期									
	憲法	民法1	民法3	刑法	行政法	商法	民訴	刑訴	合計
1コマ 予習	3.19	2.10	2.08	2.83	2.21	2.57	2.04	2.42	
1週間 予習	3.19	2.10	4.17	2.83	2.21	5.13	2.04	2.42	24.09
1コマ 復習	1.96	1.97	1.92	2.50	1.93	2.21	2.12	2.08	
1週間 復習	1.96	1.97	3.83	2.50	1.93	4.43	2.12	2.08	20.82
1週間 合計	5.15	4.07	8.00	5.33	4.14	9.56	4.16	4.50	44.91
1コマ当たり平均自習時間： 4.49									
③ 2015年度前期									
	憲法	民法1	民法2	民法3	刑法	合計			
1コマ 予習時間	3.97	2.57	2.86	2.94	3.14				
週当り 予習時間	3.97	2.57	5.71	2.94	3.14	18.33			
1コマ 復習時間	2.43	2.93	3.00	3.28	3.21				
週当り 復習時間	2.43	2.93	6.00	3.28	3.21	17.85			
1週間 合計	6.40	5.50	11.71	6.22	6.35	36.19			
1コマ当たり平均自習時間： 5.33									

④ 2015 年度後期									
	憲法	民法 1	民法 3	刑法	行政法	商法	民訴	刑訴	合計
1 コマ 予習	3.50	2.42	2.41	3.35	2.58	2.95	2.42	3.50	
1 週間 予習	3.50	2.42	2.41	3.35	2.58	5.92	2.42	3.50	26.10
1 コマ 復習	2.59	2.27	2.32	3.19	2.42	2.50	2.42	2.59	
1 週間 復習	2.59	2.27	2.32	3.19	2.42	5.00	2.42	2.59	22.80
1 週間 合計	6.09	4.69	4.73	6.54	5.00	10.92	4.84	6.09	48.91
1 コマ当たり平均自習時間：5.43									
⑤ 2016 年度前期									
	憲法	民法 1	民法 2	民法 3	刑法	合計			
1 コマ 予習時間	1.58	2.00	2.12	1.73	2.42				
週当り 予習時間	1.58	2.00	4.23	1.73	2.42	11.96			
1 コマ 復習時間	1.88	1.92	2.19	1.81	1.88				
週当り 復習時間	1.88	1.92	4.38	1.81	1.88	11.87			
1 週間 合計	3.46	3.92	8.61	3.54	4.30	23.84			
1 コマ当たり平均自習時間：3.97									
⑥ 2016 年度後期									
	憲法	民法 1	民法 3	刑法	行政法	商法	民訴	刑訴	合計
1 コマ 予習	2.05	1.90	1.68	2.50	1.95	2.17	2.00	3.20	
1 週間 予習	2.05	1.90	1.68	2.50	1.95	4.33	2.00	3.20	19.61
1 コマ 復習	2.41	2.00	2.20	2.30	2.05	2.06	2.00	1.83	
1 週間 復習	2.41	2.00	2.20	2.30	2.05	4.11	2.00	1.83	18.90
1 週間 合計	4.46	3.90	3.88	4.80	4.00	8.44	4.00	5.03	38.51
1 コマ当たり平均自習時間：4.28									

(6) 第 2 回 FD 懇談会 (2017 年 3 月 3 日) : 方針決定

以上の(4)在学生インタビュー調査、(5)学習時間調査の結果を踏まえて、再度、L1 法律基本科目担当教員と FD 懇談会を実施し、2017 年度に向けた L1 教育の改善提案の大枠を決定した。

L1 の教育の改善方針は、「勉強し合う環境づくり・勉強グループの奨励などを図る」というものであった。

(4)在学生インタビューでは 2016 年度の L1 学生本人は勉強しているつもりであったが、上記(5)学習時間調査の結果にあるように客観的な学習量は足りていなかった。

た。よって、L1 学生にはもっと勉強してもらう必要があるし、また、その前提として L1 から L2 への進級さらには司法試験合格にまで必要な学力ないし学習量について L1 学生に正しい認識をもってもらうために、L2・L3 の学生やチューターといった適切なメンターの助言を仰ぐ必要があるという結論に達した。

そのための具体的な施策は、入学者オリエンテーションや授業等で勉強グループの重要性の強調、研究大学院生等のチューターとしての活用、4 月の懇親会について事前に L1 授業と開催時間の調整や L1 授業担当教員と幹事とで連絡を取ることで等

ある。

また、前記(3)で示したL1学生に学部
の授業（主に演習を想定）への研究生の形
での聴講を認める施策も導入され、そのた
めのロジスティックス（入学者オリエンテ
ーションでの説明〔電子化したシラバスの
閲覧方法、聴講希望の届け出方法など〕、
担当教員への連絡方法・担当教員からの返
信方法の運用確立など）も第2回FD懇談
会で決定したが、前述の通り、この学部
授業聴講案は機能しなかった。

そのほか、L1授業担当教員の負担を大
きく増やすようなカリキュラム変更など
の制度的対応も検討したものの、L2で
のカリキュラム等も含めた法科大学院の
カリキュラム全体の改革が必要となるた
め、時間的に間に合わないことから、今
後の課題として先送りとなった。

3. スタートアップ・ワークショップ

その後、2017年度を迎える中で、2(6)
で定めた基本方針を具体化していった。東
北LSには既に「修了生オフィスアワー」と
いう制度があり、東北LS修了生の若手弁
護士の先生方（オフィスアワー担当修了生）
が授業に関する質問だったり、自習で解
いた事例問題（司法試験の過年度問題含
む）の添削をしたりといったチューター
的な教育サービスを提供する制度が存在
した。このオフィスアワー担当修了生に
プログラムの協力をいただけることとな
り⁽¹⁹⁾、またそのための予算も認めて
いただいた。

そして、オフィスアワー担当修了生と
相談しながら、①スタートアップ・ワー
クショップ（4月期予習・復習オフィスア
ワー）、②アウトプット・オフィスアワー、
③論述問題の解き方講座の3つを実施
した。

まず、本節では、4月期の予習・復習
オフィスアワーから紹介する。同プログラ
ムは、通常の「オフィスアワー」（チュー
ター業務）と混同しがちであったため、
2021年度より「スタートアップ・ワー
クショップ」（以下、スタートアップWS
とする。）と名称を改めた。

2017年度のスタートアップWSは予習

オフィスアワーと復習オフィスアワーの2
本立てで実施をした。

(1) 予習オフィスアワーの実施

予習オフィスアワーは、L1法律基本
科目の基礎科目である「刑法」の第2
回の授業（の予習を、L1学生を3つの
少人数のグループごとに分けて実施し、
それをオフィスアワー担当修了生（全
員、東北LS未修コース出身の弁
護士）がスーパーバイズするとい
うものである。指導内容は各修了生
弁護士に委ねているが、予習の内容を
確認しつつ、法科大学院の授業の予
習・復習の仕方や勉強の仕方一般に
ついて指導していただいた。また、
学生同士の勉強会（自主ゼミ）の
推奨や開催のコツも助言していただ
くように依頼した。

なお、刑法を選んだのは、担当修了
生弁護士が東北LS在学時に受講した
ときと担当教員が同一だったからで
あり、授業内容や予習・復習で求め
られることを担当修了生弁護士が熟
知しているからである。2回目の授
業を対象としたのは、第1回目の授
業はイントロダクションで予習が不
要であったためである。

強制ではないものの、入学時のオリ
エンテーションで参加を強く勧めた
こともあり、2017年度入学者は全
員出席した。2016年度に入学し原
級留置となった学生には参加しな
かった学生もいたが、それでも多
くは出席した。

(2) 予習オフィスアワー担当弁護士 からのフィードバック

予習オフィスアワーの実施後、担
当修了生弁護士からフィードバック
を受け取った（【表5】参照）。実
施していただいた担当修了生弁護
士側に手ごたえを感じていただけ
たようである。また学生も意欲的
だったという報告を受けるととも
に、学生側には2016年度の進級
率の低さから、早くも進級すな
わち定期試験に対する不安がう
かがわれた。学生の進級の不安を
取り除くとともに、定期試験す
なわち事例問題の解き方について
の指導の必要性が指摘され

⁽¹⁹⁾ このような若手修了生の教育の現場への活用は全国的に法科大学院でも見られることについて中田裕康ほか「座談会・平成の法学教育」法律時報91巻9号（2019）88頁〔中田裕康〕。

7	<p>その他に気になった事項</p> <p>学生全体が進級に対する大きな不安を抱えている様子がかがえた。アウトプットの方法が分からない生徒が複数名、存在しており、受験指導にならない程度のアウトプットの学習方法についてフォローが必要と感じた。</p>
③ C 弁護士	
1	<p>参加状況</p> <ul style="list-style-type: none"> - 原級留置者1名を除いて出席 - いわゆる純粹未修者は1名
2	<p>学生の意欲について感じた事項</p> <ul style="list-style-type: none"> - 予習をしてこない者が2名いたが、どちらかという予習が追いついていないという感じであった。全般的には、意欲的であった。
3	<p>学生の学力について感じた事項</p> <ul style="list-style-type: none"> - 法学部出身者は質問に対する受け答えが概ねできていた
4	<p>どの点を中心に指導したか</p> <p>法律科目の勉強の仕方一般／刑法の勉強の仕方／法科大学院での授業の受け方（予習・復習・定期試験の勉強）／自主ゼミの使い方</p>
5	<p>学生から受けた質問内容</p> <p>特定の教科書が指定されていない科目の教科書選びをどうすれば良いか（例えば刑法）／予備校を利用した方が良いのか／進級が厳しいと聞いているが、実情はどうか／自主ゼミを組むべきか、組むべきとした場合の人数・内容等について</p>
6	<p>今後同様の機会を設ける必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> - 毎年、5月の司法試験終了後はオフィスアワーの利用者が激減する。そこで、例えば6月以降に、通常オフィスアワーの枠を利用して、希望者のみを対象とした復習ゼミや定期試験対策ゼミを設けても良いのではないか。
7	<p>その他に気になった事項</p> <ul style="list-style-type: none"> - 例年にも増して進級に対する不安が大きい。

(3) 復習オフィスアワーの実施

刑法の第2回の授業の後、今度は「復習」の方法について指導するセミナーを実施した。復習についてはL1 学生全員をまとめて1人のオフィスアワー担当修了生弁護士が（双方向型）講義形式で行った。

刑法の第2回の授業内容の復習にとどまらず、法科大学院の授業の復習の仕方を教えていただき、さらに、今後の学習方針について指導いただいた。細かい内容は担当修了生弁護士にお任せし、特にアウトプットの重要性について指導いただいたと報告を受けた。

(4) 復習オフィスアワー担当弁護士からのフィードバック

その後、復習オフィスアワー担当修了生からフィードバックを受け取った（【表6】参照）。その中で、予習オフィスアワー担当修了生弁護士と同様、いわゆるアウトプットについての指導の必要性が指摘された。

【表6】復習オフィスアワー担当修了生フィードバック（本稿筆者編集）	
1	<p>参加状況</p> <p>一部欠席。</p>
2	<p>学生の意欲について感じた事項</p> <p>出席した学生は意欲的。</p>
3	<p>学生の学力について感じた事項</p> <p>法律文書の書き方について学習が不十分。 刑法の講義自体はしっかり受けているようで、受け答えは全体的にできていた。</p>

- 4 どの点を中心に指導したか
司法試験での答案をどのように作成するのか、法律文書の作成方法を中心に指導した。刑法の基本事例のXの罪責について、法律文書の作成方法に従うとどのように書けばいいのか指導した。
要件効果は暗記する必要があるが、理解を伴う暗記をしてほしいと指導した。
- 5 今後同様の機会を設ける必要性
復習オフィスアワーを設ける必要はないと感じた。
- 6 学生から受けた質問内容
教科書の選び方／一週間の過ごし方／勉強方法／司法修習の内容／弁護士の就職事情／任官、任検の流れ
- 7 その他に気になった事項
進級を過度に気にしすぎているように感じた。

(5) L1 学生からのフィードバック

受講した L1 学生からのフィードバックは予習オフィスアワーと復習オフィスアワーの双方が終了後に2つのプログラムをまとめてアンケート形式で実施した(【表7】参照)。

【主要な結果】アンケート結果から修了生オフィスアワー及び担当の修了生弁護士の評判は非常に良かった。復習オフィスアワーについて一部学生からレベルが高すぎるという意見もあったが、多くの学生からは支持されていた。そしてもっと回数を増やしてほしいという要望および事例問題の解き方についての要望が多かった。

【表7】2017年度予習復習オフィスアワー・アンケート結果(本稿筆者編集)

- ① 回答者の属性
 - ・ 参加者の入学年度
 - 2017年度(今年度): 13名
 - 2016年度以前: 5名
 - ・ 出身学部
 - 法学部: 14名
 - 法学部以外の文系学部: 4名
 - それ以外: 0名
- ② 予習オフィスアワー
 - ・ 予習オフィスアワーの出欠
出席: 16名(2017年度入学者13名、2016年度入学者3名)
欠席: 2名(2017年度入学者0名、2016年度入学者2名)
 - ・ 予習オフィスアワーは役に立ちましたか?
 1. とても役に立った: 11名(2017入学: 9名、2016入学2名)
 2. ある程度役に立った: 5名(2017入学: 4名、2016入学1名)
 3. 普通・わからない: 0名
 4. あまり役に立たなかった: 0名
 5. 役に立たなかった: 0名

- 来年度以降、予習オフィスアワーは継続すべきだと思いますか？
 1. 継続すべき：11名（2017入学：9名、2016入学：2名）
 2. どちらかといえば継続すべき：5名（2017入学4名、2016入学1名）
 3. どちらともいえない・わからない：0名
 4. どちらかといえば廃止したほうが良い：0名
 5. 廃止したほうが良い：0名

- 予習オフィスアワーであなたにとって役に立ったところ。
 - 司法試験経験者として実践的な勉強の方法を教えてくださいました。勉強方法について参考になった。学習の指針の理解。など（4名）
 - 予習復習方法を実際に修了した先生方からその経験を踏まえて聞くことができたところ。ここまで予習できればOKということ教えていただいたので効率よく予習できるようになった。予習を行う際の指針を示していただいた。予習の確認の再確認ができた。予習復習への不安を解消することができた。など（5名）
 - 刑法における罪責の判断方法についてよく分かった。予習課題を具体的に取り上げていただき解説頂いたので次の授業の内容が把握しやすかった。（2名）
 - 予習の仕方がよく分かったと共にオフィスアワーを活用する足がかりとなった。オフィスアワーの雰囲気を知ることができた。など（2名）
 - 司法試験関連のことをいろいろ聞くことができた。（2名）
 - 質問に対する解答。疑問点を直に聞いて良かった。（2名）
 - 予習内容を全体的に俯瞰するという考え方。
 - 修了生の経験談。
 - 自分以外の学生の考え方を予習段階で知ることができた。
 - 修了生の方の意見について聞くことができた。

- 予習オフィスアワーについて改善点。
 - 何度も定期的に行っていただきたい。次のオフィスアワーも予定して頂けるとうれしい。（2名）
 - 刑法だけでなくその他の科目の予習オフィスアワーを開講してほしい。他の科目、特に憲法・民法についても同様のものをするべき。（2名）
 - 入学前にやっていただきたいとも感じました（何か課題を出していただいた上で）。
 - 未修出身者・既習出身者の先生により勉強法が異なるので参考にならない事もあるかもしれない。
 - 刑法学習全体の中での注意点（どの分野が誤解多いとか）等指摘していただければよかった。
 - 強制なのか任意なのかが分かりづらかったです（強制であるかのような印象を受けました）。
 - とてもいい先生で、特になんとも思いません。

- 欠席者が予習オフィスアワーに参加しなかった理由（複数回答可能）
 - 指定された時間が合わなかった：2名
 - 自分には必要ないと思った：0名
 - 病気：0名
 - その他：0名

③ 復習オフィスアワーについて

- 復習オフィスアワーの出欠
 - 出席：16名（2017入学13名、2016入学3名）
 - 欠席：2名（2017入学0名、2016入学2名）

- 復習オフィスアワーは役に立ちましたか？
 1. とても役に立った：6名（2017入学5名、2016入学1名）
 2. ある程度役に立った：9名（2017入学8名、2016入学1名）
 3. 普通・わからない：1名（2017入学0名、2016入学1名）
 4. あまり役に立たなかった：0名
 5. 役に立たなかった：0名

- 来年度以降、復習オフィスアワーは継続すべきか？
 1. 継続すべき：7名（2017入学6名、2016入学1名）
 2. どちらかといえば継続すべき：6名（2017入学4名、2016入学2名）
 3. どちらともいえない・わからない：2名（2017入学2名、2016入学0名）
 4. どちらかといえば廃止したほうが良い：0名
 5. 廃止したほうが良い：0名

- 復習オフィスアワーで役に立ったところ。
 - 効率的な復習方法について知ることができた。復習の仕方や勉強の方法を教えてくださいいただいたのが良かった。 など（3名）
 - 教科書を読む際のポイントがわかったと思う。学習する際の先生ごとのポイントや参考書を教えてもらえた。 など（3名）
 - 勉強の仕方や時間の使い方を知れたこと。学習の指針の理解（2名）
 - 法的三段論法について整理できた。
 - 学校生活・勉強態度全般について教えていただくことができた。
 - わかりやすかった。
 - 予習オフィスアワーでだいたい必要な情報は入手できてしまったので、あまり質問することもなくなっていたが、先生のお話は貴重だった。

- 復習オフィスアワーの改善点。
 - 何度も定期的に行っていただきたい。1回だけでは不十分である気がした。多くとは言わないが、2、3回はやってほしい。（2名）
 - もっと少人数でやったほうがいいのかもしい。もっと少人数だと嬉しい。（2名）
 - もう少し深く突っ込んだ内容のものにしてほしい。
 - アウトプットの場を作ってほしい。
 - 予習同様、刑法全分野で特に躓きやすいところ等を指摘していただきたいかった。
 - 既習出身の先生だったので、自分の立ち位置とは異なる部分があると感じた。

- 復習オフィスアワーに参加しなかった理由（複数回答可能）
 1. 指定された時間が合わなかった：0名
 2. 自分には必要ないと思った：0名
 3. 病気：1名
 4. その他：1名（日時を間違った。）

④ これからの計画について

- 現在、民事系科目（民法）を対象にアウトプット（法科大学院の単位習得に必要な水準の法的な文章の書き方）の方法について今回と同じく修了生弁護士の先生によるオフィスアワーを実施することを考えています。もし実施されるようであれば参加したいでしょうか？
 1. ぜひ参加したい：11名（2017入学9名、2016入学2名）
 2. 時間に余裕があれば参加したい：5名（2017入学3名、2016入学2名）
 3. まだわからない：1名（2017入学0名、2016入学1名）
 4. あまり参加したくない：0名
 5. 参加したくない：0名
- 民法オフィスアワーについて希望すること。
 - 論文の書き方（規範の立て方とあてはめ）を教えてほしい。判例をどう活かして書くか等。論文の書き方。問題を解きたい（解答の道しるべを示してほしい）。書くべき内容、書かなくてよい内容の選別の仕方が知りたいです。どのくらいの量を記述すればよいのか教えてほしい（短くとも中身が伴っていればよいのか or 悪いのか） など（5名）
 - 過去の定期試験で行って頂きたい。
 - 具体的な問題を検討しながらやりたい。
 - 刑法とは違い、民法は授業時間数だけ見ても多いので、どの程度、債権や物権など（の科目の試験）で他の範囲（特に総則）に踏み込んで答案を作成してもよいものなのか？
 - 先生が実際にどういう文章を書いたのかを見たいです。
 - 憲法もやってほしいです。絶対やってください。
 - 楽しみです。よろしくお願いします。
- そのほか法科大学院の教育プログラムとしてあなたが望むことや勉強に関する不安があれば、自由に書いてください。
 - 進級についてさらにプログラムを組んでいただきたい。
 - 定期テストでしっかり点数をとれるかが心配
 - 論述の知識をより深められるようなプログラムがあればいいかなと思います。
 - インプットができていないか不安。
 - それぞれに関して（≡それぞれのプログラムについて開催時期が〔本稿筆者〕）遅いとも見受けられたので早めに開催していただきたいです。
 - 予習に時間をかけすぎてしまっている上、科目に勉強時間のバラツキが出てしまっている。
 - 民事訴訟法がよくわからない。助けてほしい。
 - 刑事訴訟法も本当に不安を感じている。
 - 純粋未修がない不安（先輩もほとんどいない）
 - 入学前の法律科目内容のフォローが欲しい！

【インタビュー調査結果】アンケート終了後に2017年度L1学生にインタビュー調査を実施した。2017年入学者はL1の授業にはついていける手ごたえを感じている模様であった。しかしながら、L2からL3への進級が難しいという点を不安に感じて

おり、現段階（L1前期ないし夏休み）から準備できることはないかという質問を受けた。

また、アンケート結果を受けてL1学生には、自分で問題を解いたら修了生オフィスアワーを利用して添削してもらえること

を伝えた。

雑多な事項として、東北LS在生から情報交換することのできるイベントであるガイダンスが3月末直前開催のためそこで有益な情報(勉強への危機感等)を受け取っても準備期間が短いこと⁽²⁰⁾、未修者に提供している入学前指導の内容は未修者の多くが実際は法学部ないし法律系社会科学部出身(いわゆる隠れ既修)であることに照らすと有用でないことなどについて指摘を受けた。

(6) スタートアップWSの評価

以上、担当修了生(2)(4)およびL1学生(5)からのフィードバックを総合すると、予習オフィスアワー及び復習オフィスアワーともにスタートアップWSは高い評価を獲得することができたことが分かった。ただし、復習オフィスアワーについては、今回、全学生を1つの教室で講義形式により実施したという方式等に改善の余地もあることが指摘された。

評価されている内容は、「刑法の第2回目の授業の予習(または復習)」そのものではなく、一般的な「予習(または復習)のやり方」であり、さらにいえば「勉強法一般」であった。このような勉強法を、法科大学院の研究者教員・実務家教員に比べれば学生と距離の近い修了生弁護士が指導・助言してくれたことは非常に有用であったといえることができる。

そして、担当修了生弁護士およびL1学生の双方から、論述(法的文書の書き方、アウトプット)の指導ないし答案添削に対する要望が大きいという点も着目される。ただし、論述の指導や答案添削については、すでに実施している修了生オフィスアワーを申し込むことでL1学生も含めて、そのサービスを受けることができる。にもかかわらず、東北LS側からの企画の発信を待っているということは、法科大学院の学生が受け身の態度になっている点が懸念される。

4. アウトプット・オフィスアワー

(1) 開催経緯

スタートアップWSを経て、3(6)で述べたように、L1学生からも、また担当修了生弁護士の先生方からもアウトプット(答案作成)の指導の必要性について指摘された。そこで、2017年前期の定期試験前に、事例問題・論述問題について、解答の作成方法すなわちアウトプットのやり方について、L1学生を少人数に分け、オフィスアワー担当修了生弁護士の先生方に学生が書いてきた答案を指導する機会を設けることとした。

科目については、民法法科目でもスタートアップWS実施の要望を受けていたため民法法で行うことにした。

2017年度のL1学生向けの教育改善の基本方針である「勉強グループ作り」「環境づくり」(2(6)参照)から離れるものの、受け取ったフィードバックとしてコンセンサスがある事項である以上、とりあえず実施することを決定した。

(2) 実施内容

L1選択科目である「法律基礎演習」の民事系部分の講義で事例問題を取り扱い、一定期日までにL1学生に答案を作成・提出させる。L1学生を4つのグループに分け、それぞれのグループで担当修了生弁護士が、提出された答案を指導するというプログラムである。

事例問題は、司法研修所監修『4訂民事訴訟第一審手続の解説』(法曹会・2001)をベースに作問されたものであるため、修了生弁護士の先生々にとってもなじみがあり、なるべく負担感が出にくい工夫をいただいた。

実施時期は、上記「法律基礎演習」の民事系部分の講義が6月下旬であり、答案の提出締切りが6月末であった。

⁽²⁰⁾ 東北LSは遠隔地から進学する新入生も多いため交通費等の観点から別途仙台まで来る必要のないようにするために3月末にガイダンスを実施している。今後は法科大学院入試・合格発表終了後の授業見学期間(campus visitのような制度)において、授業だけでなく在生との情報交換が可能となる機会を設けることが考えられる。また2020年の新型コロナウイルス感染問題以降は、オンラインで情報交換をする機会を設けることが容易になったといえよう。

(3) 担当修了生弁護士からのフィードバック

学生が答案を提出し、それを受けて担当修了生が添削とともに解説を行った。その後、担当修了生弁護士からフィードバックを受けた（【表8】参照）。

一回限りの指導に限界はあるものの、担当修了生弁護士の先生方に指導の手ごたえは感じていただいた模様である。他方で、修了生弁護士の先生方から見ても、現在の学生の間関係の希薄さが顕著になっている旨の指摘を受けた。

また、B 弁護士担当の学生 4 名はだれも

答案を提出せず参加しなかった。当該 4 名の中に休学者がでたり、憲法の小テストの直前期であつたりしたこと、6 月末の短期間に事例問題の答案の作成をする余裕のない学生が L1 学生に多かったことが原因として考えられる。B 弁護士担当学生以外にも答案提出を断念し欠席した学生も多かった。答案練習を強く要望したのは学生自身であるが、法科大学院の授業が進むにつれて、日々の予習復習のみでいっぱいとなり、答案作成をする余裕は学期中になかったものと思われる。

【表8】アウトプット・オフィスアワー担当修了生弁護士の報告書（本稿筆者編集）

① A 弁護士

1 参加状況

3 名が出席。いずれも事前に答案を提出。

2 実施内容

まず民事系科目における答案の書き方に触れる。その後、3 名の答案を全員に配布し、それぞれの答案の良い点、改善すべき点を指摘するという形の講義。

3 答案の完成度等

受講者の中に旧司法試験受験経験者がおり、この方の答案は一定の完成度を保っていたが、一般未修者であるその他 2 名については、法的三段論法が落ちていることが多く、答案の形ができていないという印象であった。

事案に即して検討する部分については一般未修者の 2 名の答案にも光るところはあり、今回のような「答案の方」を学ぶことで力を大きく伸ばすことができるのではないかと考える。

4 今後について

今回の問題は「良問」ではあるが、この時期の L1 学生にはややレベルが高い内容だった。答案の書き方よりも理論的なところで躓くことも多かったため、やや「時期尚早」だった。

そこで、一通り基本六法の学習を終える後期試験の終了後あたりに、「L2 に向けて」というようなテーマで再度同様のオフィスアワーを実施してはどうか（あまり触れられていない公法系を題材にしてはどうか）。

なお、学生と話をすることで、「タテのつながり」「ヨコのつながり」が希薄になっているように感じられた。学生間のつながりができるような企画があると良いのではないかと考える。

② B 弁護士

1 実施について

出席予定者 4 名中、出席者 0 名。顕著な意欲の低下。

2 今後について

答案作成能力は 1 回説明を受ければ飛躍的に上昇する能力ではなく、日々のトレーニングによって醸成される能力である。今回の企画のように今後も定期的な答案作成を行う機会を設けるべき。

複雑な争点に関する答案作成演習ではなく、極めて単純な事案を題材にして答案作成演習を繰り返し、法的三段論法に従った思考訓練の定着を図ることを勧める（例：単純な貸金請求事案（民事事件）や、第 1 回結審になるような万引き事案（刑事事件）など）。

③ C 弁護士

1 参加・答案提出状況

4名参加かつ全員が答案を提出した

2 実施内容・実施方法等

以下の順で行った。100分程度の時間の半分強を④に費やした。

- ① 法律文書作成の仕方一般
- ② 民法の勉強の仕方一般
- ③ L1 民法総則の勉強の仕方
- ④ 今回の課題についての解説
- ⑤ 質疑応答

- ・上記④について、予め4名全員の答案を添削し、当日に添削済みの答案を返却。4通の答案うち、比較的出来が良い答案の写しを作成者の許可を得て他の参加者にも配布。当該答案を叩き台に今回の課題についての解説を行った。
- ・解説の際はとにかく法的三段論法を意識すべきことや、条文に忠実に要件を抽出できるクセをつけるべきこと（例：有権代理に関する99条には「顕名」という言葉はないのになぜこのような要件が必要とされるのか？→「・・・のために」という文言があるから）を強調。

3 学生の学力等について

- ・全員法学部出身とのことだったが、レベルにはバラツキ。4通中2通は心配のない内容だったが、残り2通は進級が危ぶまれる内容（例えば、本課題は準消費貸借契約に基づく請求が認められるか否かを問う問題だったがいきなり民法414条の解釈から始めた答案など）。

4 学生から受けた質問内容

判例の勉強の仕方／予備校本の使い方／家族法の勉強の仕方／憲法の勉強の仕方／効率的な勉強方法（今回の答案作成に多くの時間を割いてしまった学生からの相談）

5 その他気になった事項

- ・学生間の繋がりが弱くなっている。我々が学生の頃は、一先ず定期試験を突破することが学生の共通目的であり、その目的達成のために、担当教員の定期試験の過去問等を題材に定期的に勉強会を開き、適宜担当を割り振りした上で参考答案を作成し、勉強会で明らかとならなかった箇所は教員に質問するなどして乗り越えていた。それに対して現在は、学生数が少なくなった影響があるにせよ、学生間で議論や相談をしている雰囲気はなく、個々人が「なんとなく」非効率的な勉強をした結果として学習効果が上がっていないように感じられた。
- ・上記のような印象を受けたことから、今後私が担当するオフィスアワーにて、L1定期試験の過去問の答案添削を受け付ける旨伝えていたものの、残念ながら現時点では申込みはない。

④ D (司法試験合格・博士課程大学院生)

1. 参加・答案状況

学生4名中、3名が事前に答案を提出・参加。

2. 実施内容・実施状況等

- ① 法律基礎論担当教員のレジュメの要点を説明（授業の復習）
- ② 答案3通にそれぞれコメント
- ③ 質疑応答

約120分実施。おおよそ①に40分、②に60分、③に20分程度。②については、すべての答案をざっと見ながら、答案の読みにくいところや直すべきところを指摘。自分がゼミを組んでやっていた答案練習の方式を採用。参加者はまだゼミを組んで勉強していないとのことで、ゼミを組んでの勉強の紹介にもなると思った。

3. 学生の学力等について

答案全般に対する印象としては、3人中2人はひとまず形になっていると感じた一方で、1人は不安な感じであった（そもそもこの1名は分量的に少なかったなので時間がなかったのかもしれない）。

4. 学生から受けた質問

・勉強方法、どこまで覚えなければならないか／テスト勉強のやり方／民法の勉強教材／答案の時間配分や分量はどれくらいにすべきか などの質問があった。

5. その他

ある学生から、過去問を解いても、書き方も分からないし、解答がないため、どうしたらいいかわからないといった質問を（半ば絶望している感じで）受けた。過去問をTKCで掲載しているのである程度の解説も掲載した方が学習効率がよいのではないか。答案の書き方の指導について、たとえば、オフィスアワーや萩法会などで指導する機会を増やすべき。

Dのオフィスアワーを受講した学生はゼミを組んでテスト対策などはしていない様子。学生同士のつながりが弱くなっている。

(4) 学生からのフィードバック

アウトプット・オフィスアワーは事例問題の解き方を学ぶものであり、その成果はL1学生が事例問題を自力で解けるようになったか否か、すなわちL1学生が法律学の事例問題と接するL1前期期末試験によっ

て判定される。そこで、学生に対するアンケートはL1前期期末試験の直後に実施し、フィードバックを受けた（【表9】参照）。

参加した受講生の評判は非常に良かった。ただし、答案作成の負担と相まって、実施時期に対する不満が多かった。

【表9】民法アウトプット・オフィスアワー・アンケート結果集計（本稿筆者編集）

- ・ あなたの入学年度
 - 2017年度（今年度）：11名
 - 2016年度以前：5名
 - 無回答（入学年度不明）：2名
- ・ あなたの出身学部
 - 法学部：11名
 - 法学部以外の文系学部：3名
 - それ以外：2名
 - 無回答：2名
- ・ 民事法アウトプット・オフィスアワーへの出欠
 - 出席：11名（61.1%）
 - 欠席：7名（38.9%）
- ・ 民事法アウトプット・オフィスアワーは前期試験において役に立ちましたか？
 1. とても役に立った：8名（72.7%）
 2. ある程度役に立った：2名（18.2%）
 3. 普通・わからない：1名（9.1%）
 4. あまり役に立たなかった：0名
 5. 役に立たなかった：0名

- 民法法アウトプット・オフィスアワーは試験に限らずあなたの学習一般において役に立ちましたか？
 1. とても役に立った：8名 (72.7%)
 2. ある程度役に立った：1名 (9.1%)
 3. 普通・わからない：2名 (18.2%)
 4. あまり役に立たなかった：0名
 5. 役に立たなかった：0名

- 民法法オフィスアワーであなたにとって役に立ったところ (自由記載)
 - 答案作成の方法について具体的にご指導いただいたのでとても参考になりました。大きな答案構成の仕方から、詳細な書き方、事実の扱い方を指摘いただいた点。答案の書き方について、授業で教わることでできない形式の部分を学ぶことができた。答案の書き方や重要な論点等がわかったのでよかった。など (4名)
 - 答案構成、事実に対する評価が重要なことが分かった。論述の構成方法。答案構成の技術。など (3名)
 - 答案のどこを直せばよくなるかがある程度分かった。
 - 先生にはなかなかききづらいような実践的なアドバイスを教えて頂けた。細かい点を具体的に指摘して頂いた。
 - 法的な構成で書くことの注意事項。

- 来年度以降、民法法アウトプット・オフィスアワーは継続すべきか？
 1. 継続すべき：7名 (63.6%)
 2. 希望者のみを対象にして継続すべき：4名 (36.4%)
 3. どちらともいえない・わからない：0名
 4. 廃止してもかまわない：0名
 5. 廃止したほうがよい：0名

- 民法法オフィスアワーについて改善点 (自由記載)
 - レポート課題の確認の時間が足りなく、十分な解説を聞けなかったため、もう少し長めに時間を取ってほしい。準備の時間的余裕がない。など (2名)
 - 強制参加にすべきでは？
 - 前期期間中は忙しいので、入学前と夏季休業中に実施していただきたい。できれば夏季休業中に複数回。
 - 何度も行って頂きたい。
 - 更にオフィスアワーで指導を受けた部分を訂正したレポートをみてもらいたい。

- 民法法オフィスアワーに参加しなかった理由 (複数回答可能)
 1. 指定された時間が合わなかった：2名
 2. 課題が終わらなかった：0名
 3. 必要ないと思った：0名
 4. ほかの授業の予習・復習その他の課題に忙しかった：1名
 5. 病気：1名 (入学年度不明)
 6. その他：2名 (2017年度2名)
 - 予習課題を見て、今やるべきでないと考えた。授業に出て予習が必要なのは負担が重い。時期的に良くなかった。
 - 解答を作ったが、お茶飲みに行っている間にパソコンがアップデートされたのですべて消えてしまって憲法小テストなどに意識を変更した。

- ・ 民法法アウトプット・オフィスアワーの運営上の改善点
 - 実施時期と内容を考えるべき／すべてにおいて時期を見定めてほしい。ちょうど、憲法小テスト、民法小テストが重なり大変であった。1回ではなく夏休みに定期的にやってくれた方が力がつくのではないか。／もう少し早い時期に行われるとうれしい。など (3名)
- ・ そのほか法科大学院の教育プログラムとしてあなたが望むことや勉強に関する不安 (自由記載)
 - 出席者からの回答
 - 論述練習を行いたい。／答案練習が圧倒的に足りない。など 2名
 - カリキュラムとして答案作成 (論述に特化した) 講義がほしい。
 - もっと答案添削を容易にもらえるシステムを作してほしい。
 - どんな勉強が実力向上に役立ったのかという体験談を知りたい。
 - 進級が不安。
 - 欠席者からの回答
 - 負担が過大。
 - 本当に法的思考が身につけているのかどうか不安。
 - 私は純粋未修で、法律について知らないことが多く、論文の書き方は何一つ知りません。それで作ってオフィスアワーをやるということで、みなさんはできるのに自分だけできないことが怖くなってしまいいけませんでした。

(5) アウトプット・オフィスアワーの評価

スタートアップ WS の際の学生及び修了生弁護士双方からの要望に従って実施したアウトプット (答案の添削) プログラムであるにもかかわらず、参加率が低かった。その原因として、①実施時期の問題。②対象科目の問題そして③本プログラムの趣旨を見失っているのではないかという問題があった。

まず、①実施時期について、平常授業期間中に未修者である L1 学生に事例問題の答案作成は負担が大きいという不満が強かった。FD 委員会としては前期試験で結果が出る前に「論述の書き方」を身につけてほしいと考えて前期授業期間内に実施したが、この判断が間違いであったと考えられる。L1 前期の期末試験については担当教員に「事例問題の書き方がまだ身につ

いていない (教わっていない)」ことを前提とした出題・採点を依頼するほうが合理的であったと思う。

なお、夏休み期間には、東北 LS では、東北大学法学部 OB 会及び仙台弁護士会の若手弁護士が中心となり、司法試験の論文式問題の過去問題を利用した問題演習・解説をおこなう「萩法研究会」が実施されている⁽²¹⁾。夏休みに事例問題の解き方に関する教育を提供するならばこの萩法研究会と内容が重複する。また、学生が事例問題を解いた場合の添削は既存の修了生オフィスアワー制度を活用できる。L1 学生に提供する教育内容のポートフォリオ全体の中で、オフィスアワー担当修了生弁護士と共同して提供する教育プログラムがどの部分を担うのかという役割分担を考える必要もあろう。

第 2 に、アウトプット・オフィスアワー

⁽²¹⁾ 萩法研究会は、2019 年度まで本文のように東北大学法学部 OB 会・仙台弁護士会の若手有志会員が実施主体とされてきたが、令和元年の専門職大学院設置基準および連携法改正により「論述の能力の涵養」が法科大学院に求められる教育内容に加わったため (連携法 4 条 2 号、専門職大学院設置基準 20 条の 5・20 条の 3 第 2 項。前注(6)参照)、2021 年度より実施主体が東北 LS へと変更された。

の内容の②対象科目として選択科目である「法律基礎演習」の一部を活用したことから、必修科目の勉強に集中するため（あるいは原級留置生は同授業を昨年度受講したため）等の理由で当該授業を履修していない L1 学生にとっては参加しにくい企画となってしまった点があげられる。選択科目の枠組みではなく、期末試験直前に、特定の科目の過去問で実施したほうがよかったのかもしれない⁽²²⁾。

どの授業とリンクさせるのかという問題と関連して、担当修了生弁護士から扱っている問題が難しすぎるという指摘を受けた。東北 LS においては、L1 進級に求められる水準、すなわち既修者入試を合格して L2 に入学するための水準は必ずしも高くない。かといって、未修者の L1 学生も 2 年後、3 年後には既修者の最低ラインではなく、司法試験合格に達するだけの法学の素養を身に着ける必要がある。アウトプット・オフィスアワーでの要求水準をどの程度に設定するのかが検討課題となろう。

最後に③プログラムの目的との整合性に欠けるという問題がある。2(6)で述べた通り、L1 学生に提供するプログラムの目的は、「勉強する環境づくり」であった。しかし、アウトプット・オフィスアワーは、「勉強する環境づくり」とは異なる、事例問題の解法が身につけていないのではないかと（論述の能力の涵養が必要なのではないかと）というただの「良質な教育プログラム」の模索・作成になってしまい、目標がブレた。このため、L1 学生への参加しやすさという「勉強する環境づくり」にとって大事な観点を見失ってしまったのではないかとこの点が反省点として挙げられる。

なお、4(1)の学生アンケートの自由記載欄については、noisy minorities である可能性も高い。これをそのまま採用する (comply) のではなく、むしろ、FD 委員会としては、「回答」を作成し、説明責任を果たす (explain) の方向が望ましいという結論になった (【表 10】参照)。

【表 10】修了生オフィスアワー・アンケートの自由記載欄の FD 委員会の回答 (2017 年 8 月 17 日掲示)

1. 本当に進級できるか不安です。

一番多かったコメントが進級に対する不安でした。特に、2016 年度は多くの L1 学生が進級できませんでしたので、皆さんの不安も当然だと思います。

われわれ FD 委員会も原因を調査しました。その結果、判明したのは、2016 年度の L1 学生はこれまでの L1 学生よりも勉強時間が短い、という単純なものでした。みなさんが授業ごとに提出している授業評価アンケートの自習時間（予習時間と復習時間の合計）をもとに計算したところ、2014 年度の L1 学生は 1 コマ (90 分) 当たり平均 5.33 時間、2015 年度 L1 生は平均 6.03 時間だったところ、2016 年の L1 生は 1 コマ当たりの平均が 3.97 時間と 2015 年と比較して 2 時間以上も短かったのです（なお、この数字は前期のものです。必修授業が増える後期になるとまた数字は変わってきます）。

要は、単純に「勉強の量」が足りなかったということでした。ですので、「勉強の量」を増やすことがまず大事です。もちろん、勉強は本来、時間だけで測れるものではありませんし、ダラダラと長時間勉強すればいいというものではありません。また、上の数字はあくまで平均です。皆さんの中には、より集中して勉強する代わりに、時間はもっと短く済ませることができる方もいれば、机に向かってもどうしても勉強に集中できず、もっと時間がかかってしまう方もいると思いますので、平均勉強時間の数字は気にしすぎないでください。

しかし、勉強の量を増やしさえすれば、進級については大きな不安はないということです。

実際の問題は、勉強時間を増やそうにも、教科書を読んだ後は、なにをどうやってい

⁽²²⁾ ただし、この場合は、時期的に通常の修了生オフィスアワーの人気がある時期であり、協力していただける修了生の確保が課題になる。

いかわからない、という点にあるのではないのでしょうか。1つの方法としては、学生同士で自主的に集まって勉強会をつくり、過去問を検討しあう、予習課題を検討しあう、といった方法がこれまで多くの合格者の先輩がやってきた方法です。参考にしてみてください。

2. 実施時期に問題があるのではないか

次いで多かったのが、6月—7月の民法を対象にしたアウトプットのオフィスアワーの実施時期についてのコメントでした。平常授業の予習・復習で大変な学期中に、論述(答案)の作成が求められるオフィスアワーは大変だというものでした。ですが、今回のオフィスアワーは、最初の定期試験の前にどうしても「論述の仕方」について学んでいただく機会を設けるために開催したものです。そのため、この時期になってしまいました。

3. 長期休暇中に論述の練習会を複数回開催してほしい。

この要望も多くの方からいただきました。普段の授業期間中は、予習・復習で忙しく、アウトプットのためのまとまった練習時間が取れないことから、長期休暇期間を活用するというのは良い考えではないかと思えます。ですが、FD委員会 (ないしその他東北大学法科大学院) から具体的なプログラムを提供することを今は考えておりません。これは、金銭的・時間的コストの問題だけではなく、学生の皆さん一人ひとり、現在必要なトレーニングが異なっているため、画一的なプログラムを設計できないからです。実際に、7月のアウトプットのオフィスアワーを「自分には不要だから」という理由で欠席なさった学生の方もいらっしゃいまして、せっかく準備していただいた修了生の先生方にご迷惑をおかけする結果となってしまいました。また、2017年度のFD委員会は、憲法の教員が1名、商法の教員が2名の合計3名によって構成されていますから、それ以外の科目についてどのような勉強が必要になるのかを具体的には把握できません。皆さんが、自分自身にとって何が必要かを考えて、学習を進めていっていただきたいです。

そこで、おすすめするのは、ニーズの同じ学生の皆さんで自主的に集まって論述の練習会を開催することです。メンバー全員で共通の問題を解いてきて、その解答をお互いに検討しあうという方法です。これは司法試験に合格した先輩方の多くが実施していた方法です。学生同士だけでは不安という方は、そこで書いた論述(答案)をオフィスアワー等(修了生オフィスアワーは9月から、それ以外のオフィスアワーも10月から再開予定です)でみていただくことも可能です。L2やL3の学生の勉強会に参加させてもらうという方法もあります。取り扱う問題は、市販の問題集でもよいですし、東北大学法科大学院では定期試験の過去問をTKCに掲載しているわけですからぜひ活用してみてください。

今回の修了生オフィスアワープログラムの実施に当たり、FD委員会が懸念していたのは、L1学生の勉強態度が「受け身の姿勢」になってしまわないか、ということです。勉強とは、学生の皆さんそれぞれが、自分の欠けている点を探して、そこを補っていくことです。そのためには、自ら積極的に勉強していくことが必要になります。これは、将来、法曹になった場合も、またそれ以外の仕事に就いた場合であっても、変わりません。「自分から修了生の先生方に相談するのは少し気が引ける」という方はいち早くマインドセットを変えてください。

皆さんには、くれぐれも「受け身の姿勢」にならず、自分たちで積極的に勉強して欲しいと思います。

5. 事例問題の解き方セミナー

(1) 開催経緯

3. スタートアップWS および 4. アウトプット・オフィスアワーを実施し、学生からのフィードバックの集計・分析が終了した後の 2017 年 8 月 29 日に FD 委員会、スタートアップWS 及びアウトプット・オフィスアワーの対象授業 (L1 刑法および法律基礎演習) の担当教員及び担当修了生弁護士とで、一連の企画についてのフィードバック会合を開催した。そして 4. (1) で述べた通り、徐々に「勉強する環境づくり」という本来の目標から、事例問題の解法 (論述の能力の涵養) という一般的な教育プログラムへと変質しつつあり、このこと自体は大事であるとしても、課題である進級率の向上、すなわちボトムアップのための「勉強する環境づくり」の解決とはならないのではないかという懸念を確認した⁽²³⁾。

しかしながら、他方で、やはり L1 学生にとって事例問題の論述の能力の涵養は、進級するため・定期試験で合格点を取るためにも必要であること、そしてそのような能力は多くの L1 学生にとっては前期の間に身に着けるのは困難であるものの L1 後期に身に着けるべき能力であるとの指摘があった。

これらを踏まえて、後期の 10~11 月に L1 学生全員に加え L2 学生のうちの希望者も対象に、定期試験などで出題される事例問題の解法についてのセミナー (「事例問題検討の方法」) の開催が決定した⁽²⁴⁾。

(2) 実施内容

以上の経緯により、2017 年 11 月 20 日に刑法を素材に、定期試験に出題されるレベルよりもはるかに簡単なレベルの事例問題から L1 の定期試験で出題されるようなレベルまでステップアップさせていく形で事例問題の解法を講義形式 (双方向型) で教授するセミナーが開催された。セミナーでは、①じっくり論ずべき点の発見方法と②どんな点であっても「規範定立+あてはめ」のフォーマットで議論することの 2 点を重点的に講義された。

14 名の学生が参加し、その内訳は L1 学生が 12 名、未修出身の L2 学生が 2 名であった。

(3) 参加学生からのフィードバック

参加者にアンケートを実施し、そのフィードバックを得た (【表 11】参照)。このプログラムについては、担当修了生弁護士 (東北 LS 未修者コース出身) に L1 から L2 への進級対策・定期試験対策であることからできる限りレベルを下げてください。

受講生の中には本プログラムの想定利用者ではない前期の定期試験でしっかり点数をとれていた学生も含まれていたものの、受講生の満足度は高かった。受講生の中でも L1 生で定期試験の結果に満足していない学生ほど評価は高く、反対に L2 学生 (L1 の定期試験にすべて合格した学生) になると満足度は高くなかったことから、L1 進級対策という想定レベルに即した教育プログラムが実施できたと考えられる。

⁽²³⁾ なお、同フィードバック会合で、2017 年度の一連の教育プログラムをレポートにして公表していく方針も確認された。かかる方針に従って執筆・公表されたのが本稿である。

⁽²⁴⁾ 同企画は、読売新聞 (宮城) 2017 年 12 月 22 日朝刊 29 頁「司法試験合格増に全力」(宇田和幸) で紹介された。

【表 11】事例問題検討の方法・受講者アンケート集計結果（本稿筆者編集）

- ・ 参加者の学年
 - L1 12名 (85.7%)
 - L2 2名 (14.3%)
 - L3 0名

- ・ 既修・未修の区分
 - 既修者コース 0名
 - 未修者コース 14名 (100%)

- ・ 出身学部
 - 法学部 11名 (78.6%)
 - 法学部以外の文系学部 3名 (21.4%)
 - それ以外 0名

- ・ 事例問題検討の方法に参加した理由（複数回答可）
 - 定期試験の成績が思わしくなかったため・定期試験対策 6名 (42.9%)
 - 司法試験の論述試験対策 6名 (42.9%)
 - 日頃の勉強方法についてヒントを探しに 12名 (85.7%)
 - 特に目的はなくなるとなくヒントを探しに・友人が受講するので付き合いで 1名 (7.1%)
 - その他 0名

- ・ 「事例問題検討の方法」の内容の難易度はあなたにとってどうでしたか？
 1. レベルが高すぎる 0名
 2. 少し難しかった 2名 (14.3%)
 3. ちょうどよかった 11名 (78.6%)
 4. 少し簡単に感じた 1名 (7.1%)
 5. レベルが低すぎる 0名

- ・ 「事例問題検討の方法」はあなたにとって有用でしたか？
 1. とても役に立った 8名 (57.1%)
 2. ある程度役に立った 5名 (35.7%)
 3. 普通・わからない 0名
 4. あまり役に立たなかった 1名 (7.1%)
 5. 役に立たなかった 0名

- ・ 「事例問題検討の方法」の役に立ったところ（自由記載欄）
 - 問題文の読み方や、論点の見つけ方など、いざ実際にやってみようとするときについていないことを実感できました。そのヒントを得るうえでとても役立ちました。
 - 答案作成にあたってのヒントが得られた。
 - 同じようで異なる事例を同時に検討できて、理解が深まった。
 - 原則・例外の目のつけるところ。
 - 細かいポイントであっても、そこが異なるだけで大きく内容が変わってくる。
 - 事実の評価方法がシャープで勉強になった。
 - 少しの事案の違いから、論点を探る方法は役に立った。
 - 問題文のどういった点に着目していけばいいのかの手がかりを得ることができた。

- 全てにおいて役に立ちました。これからオフィスアワーを活用してレベルアップを図りたいです。
- 事例問題の考え方について。間違いやすい点について。
- これまでの定期試験の評価・出来についてどのように考えていますか？（客観的な成績・順位の良し悪しではなく、あなた自身の勉強量・主観的な手ごたえとの関係）
 - 事前に考えていたよりも良い成績が取れている。自分の成績には満足している。
3名 (21.4%)
 - 事前に勉強して予想した通りの成績が取れている。現在の成績に納得している。
4名 (28.6%)
 - 勉強して試験問題も解けたと思ったのに予想よりも成績が取れていない。
5名 (35.7%)
 - 勉強しているのに思ったように試験問題が解けないので、良い成績が取れていない。
2名 (14.3%)
 - その他
0名
- 来年度以降、L1生を主な対象に今回の「事例問題検討の方法」のような集団指導型（特別講義型）の修了生オフィスアワーを実施していくべきだと思いますか？
 1. 回数等を拡大して実施すべき
9名 (64.3%)
 2. 今回の形で継続して実施すべき
4名 (28.6%)
 3. どちらともいえない・わからない
1名 (7.1%)
 4. 廃止してもかまわない
0名
 5. 廃止したほうがよい
0名
- 今回の「事例問題検討の方法」について改善点（自由記載）
 - できれば、事前に予習範囲等の提示があればもっと論点を拾いやすかった。
 - L1の授業で扱っていない内容だったので、すこしとまどった。
 - 今回については問題ないので、刑法以外の事例問題の検討をしたい。
 - 窃盗罪の要件をまだ学んでいなかったため、事例の検討をする際に苦労した。
 - 並行しながら、もう少し書く形にしてもよい。
 - 参加するにあたり持参すべき物などアナウンスがあれば良かった。
 - 授業で扱っていないところがメインだったので、扱った範囲で講義していただければなおよかった。
 - 1回ではなく継続していただきたい。
 - 民事系についても触れて欲しかった。
 - 今回の刑法が他の科目にどう役立てるかの観点についてお願いします。
- そのほか法科大学院の教育プログラムとしてあなたが望むことや勉強に関する不安（自由記載）
 - 今後もこのような事例問題の検討についてのオフィスアワーを開催していただきたいです。
 - 民法。
 - 答案構成の仕方・答案構成から実際への書き方への移し方について。
 - 2階の自習室も開放してほしい。

(5) 事例問題の解き方セミナーの評価

所期の目標であるところの定期試験に躓いている L1 学生への進級レベルの対策はおおむね達成できたと考えている。次年度以降の論点として、①アウトプット・オフィスアワー（前記 4）との関係をどう考えるか（アウトプット・オフィスアワーと統合すべきか）という問題と②実施時期を前期定期試験前にすべきかそれとも前期定期試験の経験（特に失敗者を想定）を踏まえて定期試験後にすべきか、という問題の 2 点があった。

東北 LS の未修入学者の多くは法学部ないしは法律基本科目に相当する法律科目の大半を履修する社会科学系学部出身者（いわゆる「隠れ既修」）であるが、「純粹未修」の学生も存在する。この純粹未修の学生のような事例問題の解き方を全く知らない学生に学ぶ機会を提供するのであれば②前期定期試験実施時期前に実施するのが望ましい。しかし、この内容は「法律基礎演習」「法学入門」などの L1 前期の導入科目に組み入れていく方が効率的である。

そこで、②定期試験の結果を踏まえてから実施したほうが学生にとってもモチベーションが上がるのではないだろうか。特に成績不良学生の中では、「自分ではできているつもりなのに成績が取れてない」という認識ギャップのある学生もおり、そのような学生ほど自力での対応に限界があ

る。

他方で、ここで紹介した 3. スタートアップ WS から 5. 事例問題の解き方セミナーに至る一連のプログラムの成果として、実際の L1 生のニーズは、進級対策・定期試験で進級要件（65 点）を満たすことから、徐々に、より高い目標、すなわち日頃の学習法・その先の司法試験対策に移りつつある。司法試験レベルをも視野にいれるとなると、L1 生を対象を限定するのではなく、L2 以降のカリキュラムや萩法研究会との連携等も視野に入れた東北 LS のカリキュラム全体によって解消すべき問題となる。

6. プログラムの成果

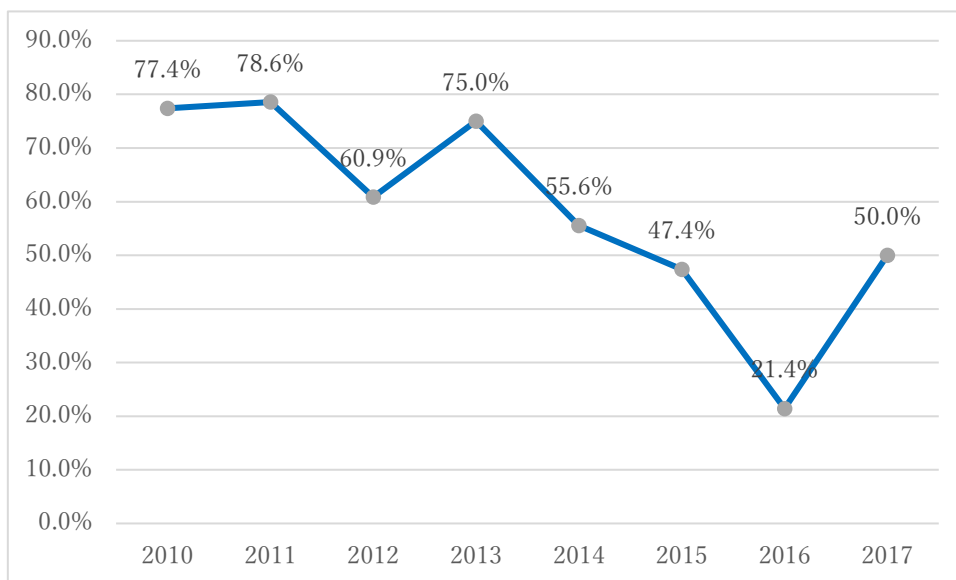
2016 年度の L1 生進級率急落を受けて、2017 年度は、以上のように 3. スタートアップ WS（当時の名称は予習・復習オフィスアワー）、4. アウトプット・オフィスアワー、5. 事例問題の解き方セミナーというプログラムを実施した。それではその成果はどれほどだったのか。

(1) 進級率・成績

まず、L1 から L2 への進級率について 2017 年度は 50%（18 名中 9 名進級）にまで回復した。うち 2017 年未修コース入学者については 12 名中 7 名が進級し 58.3%にまで回復した（【表 12】参照）。

【表 12】 東北 LS・L1 学生進級率

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2017 入学
学生数	31	28	23	16	18	19	14	18	12
進級者	24	22	14	12	10	9	3	9	7
進級率	77.4%	78.6%	60.9%	75.0%	55.6%	47.4%	21.4%	50.0%	58.3%



また、各科目の成績もおおむね上昇した（【表 13】参照）。行政法の開講時期変更や民法のナンバリング変更、また担当教員の交代に伴う授業内容の変更等もあり、全ての科目の平均点がプラスとなったわけではないものの、2016年度と担当教員が同一であり授業内容や評価基準も同一であることが推察される刑法や民事訴訟法で大きなプラスがみられた。特にスタートアップWSの対象科目であった刑法は全学生が単位を取得できた（2016年度は14名中8名のみ単位取得）。

【表 13】 2016 年度・2017 年度 L1 学生平均点比較

	憲法	民法 1	民法 2	民法 3	民法 4	刑法	行政法	商法	民訴法	刑訴法
2016	70.9	64.5	67.8	73.2	—	58.5	58.0	66.5	58.2	58.4
2017	71.3	76.9	70.2	71.2	76.3	69.3	—	65.7	75.2	65.5
推移	+0.37	+12.4	+2.43	-1.99		+10.7		-0.85	+17.0	+7.10

(2) 学習時間

次に、2017年度の自習時間を2(5)と同様、授業評価アンケートの記載を基に算出した。2017年度前期の自習時間は1週間当たり35.84、授業1コマ当たり5.97時間となり、また2017年度後期の自習時間は1週間当たり46.12時間、授業1コマ当たり5.77時間となり（【表 14】参照）、2015年度並みの数字に回復させることに成功した（【表 15】参照）

なお、東北LSでは2017年度から法律基本科目の基礎科目のうち行政法がL1後期開講からL2前期開講に変更となった。その結果、L1後期の履修科目数が減り、1コマ当たりの平均自習時間は増加する傾向が生じている。

【表 14】 2017 年度自習時間調査

① 2017 年度前期

	憲法	民法 1	民法 2	民法 3	刑法	合計
1 コマ 予習時間	2.44	2.25	3.30	3.27	3.38	
週当り 予習時間	2.44	2.25	6.60	3.27	3.38	17.94
1 コマ 復習時間	3.19	2.50	2.93	2.92	3.44	
週当り 復習時間	3.19	2.50	5.86	2.92	3.44	17.91
1 週間 合計	5.63	4.75	12.46	6.19	7.82	35.84

1 コマ当たり平均自習時間：5.97

② 2017 年度後期

	憲法	民法 1	民法 4	刑法	商法	民訴	刑訴	合計
1 コマ 予習	2.79	2.19	2.41	3.27	3.14	2.65	4.00	
1 週間 予習	2.79	2.19	2.41	3.27	6.29	2.65	4.00	23.60
1 コマ 復習	2.79	2.35	2.77	3.25	2.79	2.50	3.30	
1 週間 復習	2.79	2.35	2.77	3.25	5.57	2.50	3.30	22.53
1 週間 合計	5.85	4.54	5.18	6.52	11.86	5.15	7.30	46.12

1 コマ当たり平均自習時間：5.77

【表 15】 L1 学生自習時間の推移

	2014 前期	2014 後期	2015 前期	2015 後期	2016 前期	2016 後期	2017 前期	2017 後期
1 コマ 平均	5.33	4.49	6.03	5.43	3.97	4.28	5.97	5.77
1 週間 平均	26.65	44.91	36.19	48.91	23.84	38.51	35.84	46.12

(3) プログラム全体の評価

以上のように進級率・成績の観点からは本プログラムが学習のパフォーマンスにプラスの効果を持っていたであろうことが確認された。また、自習時間の増加からして、「学生同士で勉強し合う環境づくり」という 2016 年度末に掲げたプログラムの目標(2. (6))は達成できたと評価できる。

7. 2017 年度以降の課題と展望

以上のような経緯を経て、2016 年度の L1 進級率 20% 台という危機的状況を 2017 年度には脱した。この経験を次年度以降引き継ぐ中で、当初、予習・復習オフィスアワーという名称であったスタートアップ WS

は、2017 年度以降、「修了生オフィスアワー特別会」と改称し、2021 年度には「スタートアップ WS」に名称変更して、完全に制度として定着した。この間、引継ぎがうまくいかず、修了生弁護士が勉強法に関するガイダンスを講義形式で行う形になってしまった時期もあったが、主眼が「勉強し合う環境づくり・勉強会の奨励」にあることを確認し、L1 学生を少人数に分けてゼミ形式（擬似「勉強会」形式）で実施することにこだわり、以降の学生同士の勉強会（自主ゼミ）への促進につなげるように意識している。

また、2. (3) 学部授業聴講制度の失敗が示したように法科大学院の既存のカリキュラムに授業は既に十分に備わっている。

この授業の内容が消化不良であるという学生に対して、新たに予習や復習を課す形での「特別授業」は問題を悪化させるだけである。予習不要のセミナーだったり、正規授業の予習・復習をサポートするものだったり、未修者の教育支援は「授業ではなく作業」を提供することが望ましい。

2017年度以降、東北LSの未修者教育が完全にうまくいっているわけではない。その後も進級率がかつての様な80%台にまで復活するには至っていないし、2021年度の司法試験では未修者の司法試験合格者が0人となってしまった。他方で、その前年の2020年度には、未修出身者の合格率が45.5%を記録し、特に卒業後1年目の合格率は100%となるなど、中長期的には確実に改善している。

中教審（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会）の話題も、現在は、法学部（法曹コース）と法科大学院の連携を狙った3+2や在学中受験といった既修者教育から、再度、未修者教育の改善に移りつつある⁽²⁵⁾。東北LSでも今後もさらなる教育改善がおこなわれるであろう。カリキュラム改革といった授業内容や授業の方式（他大LSの授業の遠隔活用を含む）等のいわゆる「ハード」面での改善も行われるであろう。だが、そのみならず、学生同士の学び合いという「ソフト」の観点もハード面と同等ないしそれ以上に重要である。そして、法科大学院側としては、そのような自主的な勉強会について「自主的」であることを理由に完全に放置するのではなく、法科大学院ないし教員から支援（nudge）するような仕掛けが重要となってくるのではないか⁽²⁶⁾。

自主的な勉強会の開催だけであれば全

国の法科大学院の未修者の多くは既に実施しているとのことである⁽²⁷⁾。にもかかわらず、全ての勉強会が必ず成果を上げているわけではない。東北LSでも、学習段階が未熟な段階で未修者だけで実施した勉強会のいくつかで成果が出なかったことを理由に自然解散している。学生同士の交流の場、学び合う環境によって生じる社会関係資本には包摂的（inclusive）なものと排他的（exclusive）なものがあり、勉強が順調に進んでいる学生同士であれば排他的・緊密なコミュニティも有用であるが、勉強が順調でない学生同士のコミュニティが排他的であると、勉強に関する正しい情報がいつまでも入ってこないというマイナスが生じる。そこで、勉強会を包摂的なコミュニティとして発展させたいと法科大学院・教員側が考えても、そもそも包摂的な勉強会と排他的な勉強会をきれいに区別することはできない⁽²⁸⁾。包摂的な勉強会のみを作り出すというのは最大の難問である⁽²⁹⁾。

この難問に対して「もっとピクニックにしよう」と答えたのはロバート・パットナムである⁽³⁰⁾。この一見バカげた提案を信じるならば、勉強以外の活動を通じたネットワークを作ることが学生同士の勉強会ひいては学生の学習をよりよいものにしていくのではないか。それが、コンパなのかスポーツ大会なのかはわからないが⁽³¹⁾。

※ 本稿は科学研究費補助金「法的判断における『良い議論』とは何か」（研究代表：角松生史）（20K20743）の研究成果の一部である。

⁽²⁵⁾ 法科大学院等特別委員会（第105回）（2021年12月21日開催）配布資料3-1、3-2参照

（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/1421098_00004.htm）。

⁽²⁶⁾ 中教審法科大学院等特別委員会では、東北LSの修了生弁護士の活用の様な「補助教員」の活用方法が議論されている（前掲注(25)資料3-2・5頁参照）

⁽²⁷⁾ 梶嶋・前掲注(15)文献10頁。

⁽²⁸⁾ Putnam, SUPRA note 13, at 23-24; パットナム・前掲注(13)文献21頁。

⁽²⁹⁾ Putnam, SUPRA note 13, at 363; パットナム・前掲注(13)文献448頁。

⁽³⁰⁾ Putnam, SUPRA note 13, at 414; パットナム・前掲注(13)文献512頁。

⁽³¹⁾ 本稿筆者を含む一部教員は、その一環として、現在、法科大学院の属するエクステンション教育棟二階のテラスでガーデニング活動を行っている。

